

【施設・設備】；移動モニタリング設備

【変更内容】；移動モニタリング設備（モニタリングカー）の削除

No.	廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	基準規則の適合のための設計方針	基準規則の該当の有無	設計変更の有無	その理由
1	<p>(放射線管理施設)</p> <p>第十六条 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。</p>	<p>(設計方針)</p> <p>廃棄物管理施設には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、被ばく線量を十分に監視及び管理するための、廃棄物管理施設の主要な箇所における線量率及び空気中の放射性物質濃度を測定、監視できる設備を設ける。</p> <p>管理区域内主要箇所の作業環境監視を行う放射線監視設備として、作業環境モニタリング設備を設ける。作業環境モニタリング設備は、線量率を監視するエリアモニタと空気中の放射性物質濃度を監視する室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置で構成する。</p> <p>エリアモニタ（固体廃棄物減容処理施設を除く。）からの信号は管理機械棟の放射線モニタ盤に接続し、集中的に監視又は記録するとともに、線量率があらかじめ設定された値を超えたときは、当該箇所及び管理機械棟において警報を発する設計とする。また、室内空気モニタは、空気中の放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、当該箇所及び管理機械棟において警報を発する設計とする。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設のエリアモニタからの信号は、運転監視室に設けた放射線監視盤に接続し、集中的に監視又は記録するとともに、線量率があらかじめ設定された値を超えたときは、検知した場所及び放射線監視盤に警報を発する設計とする。また、室内空気モニタは、空気中の放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、必要に応じ検知した場所及び放射線監視盤に警報を発する設計とする。</p> <p>放射線業務従事者の管理区域への出入り及び物品の管理区域への搬出入に対して、出入管理及び表面汚染管理ができる設計とするとともに、各個人の被ばく管理ができる設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設の管理区域への出入りのための場所には、放射線管理に必要な各種の放射線サーベイ用機器を備える設計とする。</p> <p>管理区域のうち、放射性物質による汚染の可能性のある区域への出入り及び物品の搬出入は、原則として汚染検査室を通る設計とする。汚染検査室には、汚染の管理を行うため、更衣設備、シャワー設備又は手洗い設備、ハンドフットクロスモニタ又はサーベイメータを備える設計とする。</p> <p>放射線業務従事者及び一時立入者の線量管理のため、外部被ばくによる線量を測定する個人線量計を備える設計とする。</p>	無	(対象外)	<p>(基準規則の該当の有無)</p> <p>移動モニタリング設備（モニタリングカー）は、放射線業務従事者を防護するための放射線管理施設ではないことから該当しない。</p> <p>(設計変更の有無)</p> <p>対象外</p>

No.	廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	基準規則の適合のための設計方針	基準規則の該当の有無	設計変更の有無	その理由
2	<p>二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。</p>	<p>(設計方針)</p> <p>事業所には、事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定するため、以下の設備を設ける設計とする。</p> <p>平常時においては、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」(昭和53年9月29日原子力委員会決定)を参考に、固定モニタリング設備により周辺監視区域周辺の放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計とする。</p> <p>また、事故時においては、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」(昭和56年7月23日原子力安全委員会決定)を参考に、固定モニタリング設備により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。さらに、排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器を備えており、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計とする。</p>	有	無	<p>(基準規則の該当の有無)</p> <p>基準規則に該当する。</p> <p>移動モニタリング設備(モニタリングカー)は、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計を有している。</p> <p>(設計変更の有無)</p> <p>設計変更はない。</p> <p>移動モニタリング設備(モニタリングカー)は、設備として独立していることから、固定モニタリング設備及び他の廃棄物管理施設の事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備に影響を与えないことから、設計変更はない。</p> <p>固定モニタリング設備は、周辺監視区域周辺の放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計であり、その他の廃棄物管理施設についても設計変更はない。</p> <p>移動モニタリング設備(モニタリングカー)は、原子力防災資機材の一部として自主配備する。</p> <p>事故時においては、固定モニタリング設備により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。</p>

No.	廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	基準規則の適合のための設計方針	基準規則の該当の有無	設計変更の有無	その理由
3	<p>三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。</p>	<p>(設計方針)</p> <p>廃棄物管理施設には、放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、廃棄物管理施設の各施設における管理区域の入口に、当該施設の放射線量・空気中の放射性物質の濃度及び床面の放射性物質の表面密度を表示できる設備を設けることにより、放射線業務従事者が安全に管理区域内の状況を認識できるものとする。なお、公衆に対し、固定モニタリング設備からの情報を表示できる設備を設ける。</p> <p>また、管理区域における空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度及び床面の放射性物質の表面密度は、各施設の放射線業務従事者が閲覧できる場所にそれぞれ表示する設計とする。</p>	無	(対象外)	<p>(基準規則の該当の有無)</p> <p>移動モニタリング設備(モニタリングカー)は、管理区域入口の表面密度等を表示する放射線管理施設ではないことから該当しない。</p> <p>(設計変更の有無)</p> <p>対象外</p>